

第3章 共有に係る特許権等の 減免措置の見直し

1. 改正の必要性

(1) 現行制度

現在、特許料等の減免措置・審査請求手数料の減免措置については、特許法、産業技術力強化法（以下「強化法」という。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「TLO法」という。）、産業活力再生特別措置法（以下「産業再生法」という。）において定められている。

現行の減免措置は、減免を受けられる者が単独で出願や権利維持を行うことを想定しており、出願や権利の共有については、共有者の中に国等（国及び政令において指定される独立行政法人）が含まれる場合にのみ、現行の特許法第107条第3項及び第4項、第195条第5項及び第6項に減免措置が規定されている。これらは、国等の持分については納付する義務はないが、国等以外の者が減免を受けられる者であったとしても、国等以外の者の持分に基づく納付額について減免されることなく納付しなければならない規定となっている。

(2) 改正の必要性

近年、大学と企業、TLOと企業等による共同研究が推進されており、共同出願や権利の共有に係る減免措置の導入への要請が顕在化している。また、減免を受けられる者にとって、単独で行う出願や権利維持と共同で行う出願や権利維持との場合で納付額の差が顕著であり、共有に係る特許料や審査請求手数料の減免措置についての規定を整備する必要性が高まっている。

2. 改正の概要

特許法及び他の法令の規定により、特許料又は審査請求手数料の減免措置を受けることのできる者が共有者に含まれる場合、各共有者ごとに、単独出願の場合の納付額（減免対象者は減免後の納付額）に持分の割合を乗じ、その結果得られた各共有者ごとの負担額を合算した額を納付額とすることとした。

ただし、第三者による審査請求の場合における審査請求手数料については、従来どおり減免措置の対象としないこととした。

3. 特許法等の改正条文の解説

◆特許法第107条

(特許料)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の特許料は、特許権が国又は第百九条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5 (略)

本条第3項は、共有に係る特許権において、共有者の一部が、国、資力に乏しい者、その他特許料の減免を受けられる者である場合を含めた特許料の納付

額の算出方法を示したものであり、共有にかかる特許料は、全て同項により算出する。

「国」については、国庫内の資金循環を防ぐ観点から特許法第107条第1項の特許料の規定を適用せず納付義務がないものとされており、共有の場合についても国の持分については納付義務がないものとした。

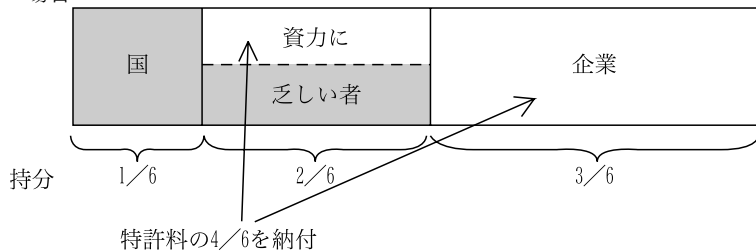
今改正においては、特許法第109条に減免措置が規定されている資力に乏しい者及び他の法令においてそれぞれの制度趣旨から規定されている減免措置を受けられる者についても、これらの者が特許権を共有した場合、その持分に関しては単独での特許権と同様の割合で減免措置を受けられることとした。

また、従来の「国等」と「国等以外の者」の共有に係る場合の規定と同様に、本条に基づく減額を受けるためには持分の割合を示すことが必要である。要件を満たす場合には、単独出願の場合の納付額（減免対象者は減免後の納付額）に持分の割合を乗じ、その結果得られた各共有者ごとの負担額の合計額を納付しなければならないこととし、算出された特許料として納付すべき額を国以外の者が納付することとした。

〔減免後の特許料〕

= (特許料(減免対象者は減免後の特許料)) × (各共有者の持分割合)
の合計額

例) 国(免除)、資力に乏しい者(二分の一軽減)、企業(減免対象外)の場合



国： 特許料 × 0 × (1/6) = 特許料 × 0

資力に乏しい者： 特許料 × (1/2) × (2/6) = 特許料 × (1/6)

企業： 特許料 × (3/6) = 特許料 × (3/6)
合計： 特許料 × (0 + (1/6) + (3/6)) = 特許料 × (4/6)

(参考) 国と政令に指定された独立行政法人との共有に係る規定の削除

政令において指定された独立行政法人は、国と同様に特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「特例法」という。)に係る登録料及び手数料に関して納付義務がないとする規定を削除し、別途、強化法において、政令で指定された独立行政法人を特許料・審査請求手数料の軽減の対象とする改正を行っている(第4章参照)。これに伴い、共有に係る出願等の場合の扱いについては、独立行政法人についても減免を受ける他の出願人と同様に行うことができることとなったため、国と独立行政法人との共同出願の場合の特則を定めた規定(改正前の特許法第107条第3項)は削除した。

◆特許法第195条

(手数料)

第九十五条 (略)

2～5 (略)

6 特許を受ける権利が国又は次条の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願審査の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

7～12 (略)

第3章 共有に係る特許権等の減免措置の見直し

本条第6項は、共有に係る出願において、共有者の一部が国、資力に乏しい者、その他審査請求手数料の減免を受けられる者である場合を含めた審査請求手数料の納付額の算出方法を示したものであり、共有にかかる審査請求手数料は、全て同項により算出する。

特許料と同様に「国」については、国庫内の資金循環を防ぐ観点から特許法第195条の手数料等の規定を適用せず納付義務がないものとされており、共有の場合においても国の持分においては納付義務がないものとした。

今改正においては、特許法第195条の2に規定されている資力に乏しい者及び他の法令においてそれぞれの制度趣旨から規定されている減免措置を受けられる者についても、特許を受ける権利を共有した場合、その持分に応じて単独での審査請求と同様の減免措置が受けられることとした。

(1) 審査請求手数料以外の共有に係る手数料の納付について

審査請求手数料以外の手数料については減免措置の規定が存在しないこともあり、従来の特許法第195条第6項に規定されていた「国等」と「国等以外の者」の共有に係る場合における減免規定を「国」と「国以外の者」の共有に係る場合として本条第5項に規定した（第4章参照）。本条第6項で規定する共有に係る審査請求手数料の納付については、第5項において明文で適用除外とした。

(2) 「自己の特許を受ける権利について」

本項は、共有者の中に含まれる減免を受けられる者が、本来単独で自己の出願に審査請求した場合に減免される割合を、その持分から減免する旨が規定されたものである。したがって、「自己の特許を受ける権利について」と規定することにより、第三者の出願に対する審査請求の場合は、減免措置の対象とならないことを明確にした。

(3) 審査請求後の補正による請求項の増加

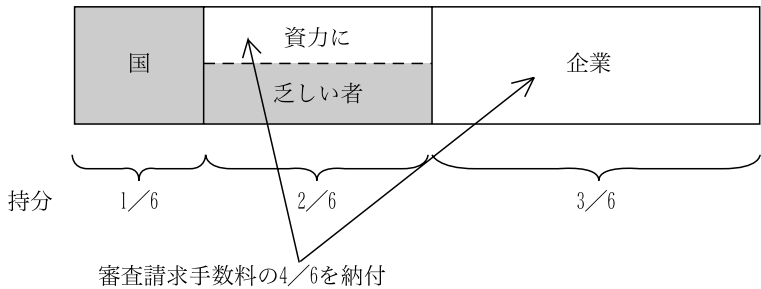
補正は、各人が共有者全員を代表して行うため、出願人全員で行うものであ

る。したがって、補正により増加した請求項分の審査請求手数料についても、本項を適用する。

(減免後の審査請求手数料)

= (審査請求手数料(減免対象者は減免後の審査請求手数料)) × (各共有者の持分割合) の合計額

例) 国 (免除)、資力に乏しい者 (二分の一軽減)、企業 (減免対象外) の場合



国： 審査請求手数料 × 0 × (1/6) = 審査請求手数料 × 0
 資力に乏しい者： 審査請求手数料 × (1/2) × (2/6) = 審査請求手数料 × (1/6)
 企業： 審査請求手数料 × (3/6) = 審査請求手数料 × (3/6)
 合計： 審査請求手数料 × (0 + (1/6) + (3/6))
 = 審査請求手数料 × (4/6)

【関連する改正事項】

◆ 実用新案法第31条

(登録料)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持

分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5（略）

実用新案登録料についても、資力に乏しい者及びTLOに対する減免措置規定があることに鑑み、特許料と同様の改正を行った。

◆実用新案法第54条

（手数料）

第五十四条（略）

2～4（略）

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第十項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

6～10（略）

実用新案技術評価請求手数料についても、資力に乏しい者及びTLOに対する減免措置規定があることに鑑み、審査請求手数料と同様の改正を行った。

◆TLO法第12条

(特許料の特例等)

第十二条 (略)

2～5 (略)

6 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における特許法第百九十五条第一項又は第二項の規定による手数料(出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)の納付については、認定事業者を国とみなして同条第五項の規定を適用する。

7 (略)

8 第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定による手数料(前項の政令で定めるものに限る。)の納付については、認定事業者を国とみなして同条第四項の規定を適用する。

9 (略)

(参考) 国立大学の研究成果であって国有の特許権等を取り扱う認定事業者の廃止

改正前のTLO法第12条は、国立大学の研究成果であって国有の特許権等を取り扱う認定事業者について定めたものであったが、国立大学の法人化に伴い、「国有」の研究成果ではなくなった。そこで、従来のTLO法第12条を削除し、改正前のTLO法第13条に規定していた国の試験研究成果を取り扱う認定事業者を繰り上げて規定した(第4章参照)。

(4) 改正前のTLO法第12条第5項の削除

改正前のTLO法第12条第5項は、特許権が認定TLO(国の研究成果であって国有の特許権等を取り扱う認定事業者)と認定TLO以外の者との共有に係

る場合において、認定TLO以外の者が支払うべき特許料の額を定めた規定であった。特許法の改正後は、特許法第107条第3項の共有に関する規定において、認定TLOと認定TLO以外の者との共有に係る場合を含むこととなり、TLO法において規定する必要性が失われたため、当該規定を削除した。

(5) TLO法第12条第6項

改正前のTLO法第12条第7項に規定していた認定TLOと認定TLO以外の者との共有に係る場合の特許関係手数料の納付について、第6項に繰り上げて規定した。ただし、審査請求手数料については、改正後の特許法第195条第6項の共有に関する規定において、認定TLOと認定TLO以外の者との共有に係る場合を含むこととなる。したがって、審査請求手数料については、TLO法第12条第6項の規定外とすることを明記した。

(6) TLO法第12条第8項

特例法第40条第1項に規定されている閲覧等の手数料に関して、認定TLOを「国」と同様にみなして納付義務がないとした。改正前のTLO法第12条第9項でも「国等」と「国等以外の者」との共有にかかる特許権等に関する閲覧等の手数料の納付を規定していた改正前の特例法第40条第5項を読み替えて適用していたが、手数料規定の不適用対象から独立行政法人を削除することに伴って、項を繰り上げて規定した。